

生活バス交通の確保に関する意見書

地域住民の生活の維持・発展に重要な役割を果たしている最低限の交通手段である生活バスは、過疎化の進行、急速なモータリゼーションの進展により、年々利用者が減少している。さらに、乗合バスの需給調整規制の廃止を盛り込んだ改正道路運送法の施行、生活バス路線の維持に関する補助制度の改正と相まって、利用者の少ない不採算路線の維持がますます厳しくなっている。特に、平成13年4月の国庫補助制度の改正により、対象が広域的かつ幹線的な路線に限定されたことから、生活バス路線の多くは補助対象外となり、独自の支援を余儀なくされている自治体が多くなっている。

また、コミュニティバスや地域内循環バス、代替交通としての乗合タクシーの導入など、生活バス交通の確保のための新たな取り組みは見られるものの、地域的な要因に加え、ランニングコスト等の新たな財政負担を考慮し、思うように取り組みが進まない状況にある。

こうした社会情勢下にあっても、バスを初めとする公共交通は、誰もが自由に利用でき安全な交通機関としてその役割は大きく、特に、乗合バスは、地域住民の生活に密着した交通手段であり、高齢者や障害者、通学者など車を持たない交通弱者の移動手段としてなくてはならないものであるし、環境にやさしい社会への転換など多くの点で利点が再認識されている。

よって、国においては、地域住民の生活にとって必要不可欠な生活バス交通の確保のため、バス利用促進等総合対策事業及び地方バス路線の維持等に関する各種国庫補助制度について、対象範囲の拡大や地域の実態を踏まえた弾力的な運用を図るよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月22日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
国土交通大臣	石	原	伸晃	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	倉	田	寛之	様